

事業者の
皆さんへ

事業所から出るごみを、 適切に処理できていますか？



事業所で発生したごみは、

排出事業者自らが責任を持って処理しなければなりません。

適正にごみ処理を委託しても委託業者が不適正なごみ処理を行った場合には、
排出事業者が責任を追及されることがあります。

産業廃棄物の標準的な処理の流れ

事業系ごみを適正に処理するために必要な情報について、

①適正な分別

から

④マニフェストの管理

まで説明していきます。



チェックしてみてください!!

- ・分別：事業所から出るごみの種類を知っている。
- ・契約：ごみの収集運搬・処分を委託している業者を知っている。
- ・契約：契約を書面で締結している。
- ・契約：事業所から出たごみがどのように処理されているか知っている。
- ・契約：ごみ処理にかかる金額を知っている。
- ・引渡し：マニフェストを交付している。
- ・管理：マニフェスト・契約書を5年間保管している。

□はい	□いいえ

1つでも「いいえ」にチェックが入ったあなた、自分が出したごみを他人任せにしていませんか？

正しいごみ処理のしかたを 動画配信中！

事業所から出るごみ処理のしかたを、わかりやすく動画にしました。

廃棄物対策課HPに掲載しているほか、DVDの貸出も行っていますので研修などでご活用ください。また、出張講座も随時受付しています。

ご希望の方は 事業所指導担当(☎089-948-6959)までご連絡ください。



詳しくは、
松山市HPで検索

廃棄物適正処理 動画

検索

①適正な分別

事業系ごみは、**産業廃棄物**と**事業系一般廃棄物**に分かれます。
それぞれ処分先が異なりますので、下表を参考に分別し、適切な処分先へ自ら運搬するか、許可を受けた収集運搬業者に運搬を委託してください。



ごみの種類		処理先																																	
法令で定められているもの	産業廃棄物	<p>廃プラスチック類、金属くず、がれき類、ゴムくず、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじん、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉛さい、産業廃棄物を処分するために処理したもの</p> <p>下記①～⑦のものは、業種により産業廃棄物(カッコ内が指定業種)となりますが、指定業種以外の飲食店、小売店、オフィスなどから出る場合、事業系一般廃棄物となります。</p> <p>① 紙くず(建設業、出版業、新聞業、製本業、印刷物加工業、パルプ製造業など) ② 木くず(建設業、木材木製品製造業、輸入材木の卸売業など)※ 木製パレットは業種の指定なし ③ 繊維くず(建設業、衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業など) ④ 動植物性残さ(食料品・医薬品・香料製造業)、⑤ 動物系固形不要物(ヒ畜場、食鳥処理場) ⑥ 動物のふん尿(畜産農業)、⑦ 動物の死体(畜産農業)</p>																																	
事業系一般廃棄物以外のもの	可燃物	<p>○生ごみ、残飯 ○リサイクルできない紙類 • 紙皿・紙コップ・500ml未満の紙パック類 • 使用済みの紙ナプキン・ティッシュペーパー ○落ち葉、草(土は取り除く)</p> <p>プラスチック類は混入させないでください。</p>																																	
リサイクルできるもの	リサイクルできるもの	<table border="1"> <thead> <tr> <th>処分先名</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南クリーンセンター</td> <td>松山市坪西町1000番地1</td> <td>089-971-8863</td> </tr> <tr> <td>西クリーンセンター</td> <td>松山市大可賀3丁目525番地6</td> <td>089-953-1153</td> </tr> </tbody> </table> <p>黄色透明袋に入れてください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>古紙問屋名(参考)</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛媛故繊維再生(株)</td> <td>松山市日の出町10-55</td> <td>089-943-0443</td> </tr> <tr> <td>株式会社カネシロ</td> <td>松山市空港通5丁目7-2</td> <td>089-973-2480</td> </tr> <tr> <td>株式会社故紙リサイクルセンター</td> <td>松山市鷹子町690-1</td> <td>089-976-4485</td> </tr> <tr> <td>株式会社ロイヤルアイゼン</td> <td>松山市東長戸1丁目3-22</td> <td>089-924-8583</td> </tr> <tr> <td>株式会社金城滋商事</td> <td>松山市南吉田町2222-1</td> <td>089-972-6688</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>処分先名</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社ロイヤルアイゼン 総合資源リサイクルセンター</td> <td>松山市萩原乙24番地3</td> <td>089-995-0181</td> </tr> </tbody> </table>	処分先名	住所	電話番号	南クリーンセンター	松山市坪西町1000番地1	089-971-8863	西クリーンセンター	松山市大可賀3丁目525番地6	089-953-1153	古紙問屋名(参考)	住所	電話番号	愛媛故繊維再生(株)	松山市日の出町10-55	089-943-0443	株式会社カネシロ	松山市空港通5丁目7-2	089-973-2480	株式会社故紙リサイクルセンター	松山市鷹子町690-1	089-976-4485	株式会社ロイヤルアイゼン	松山市東長戸1丁目3-22	089-924-8583	株式会社金城滋商事	松山市南吉田町2222-1	089-972-6688	処分先名	住所	電話番号	株式会社ロイヤルアイゼン 総合資源リサイクルセンター	松山市萩原乙24番地3	089-995-0181
処分先名	住所	電話番号																																	
南クリーンセンター	松山市坪西町1000番地1	089-971-8863																																	
西クリーンセンター	松山市大可賀3丁目525番地6	089-953-1153																																	
古紙問屋名(参考)	住所	電話番号																																	
愛媛故繊維再生(株)	松山市日の出町10-55	089-943-0443																																	
株式会社カネシロ	松山市空港通5丁目7-2	089-973-2480																																	
株式会社故紙リサイクルセンター	松山市鷹子町690-1	089-976-4485																																	
株式会社ロイヤルアイゼン	松山市東長戸1丁目3-22	089-924-8583																																	
株式会社金城滋商事	松山市南吉田町2222-1	089-972-6688																																	
処分先名	住所	電話番号																																	
株式会社ロイヤルアイゼン 総合資源リサイクルセンター	松山市萩原乙24番地3	089-995-0181																																	

②処理業者との契約 <業者選定と契約>

産業廃棄物の処理を業者に委託する際には、排出する**ごみを処理すること**ができる、**許可のある業者**を選定しなければなりません。



業者選定のポイント

- ・業者の許可証を確認し、排出するごみの種類が「事業の範囲」に含まれているか。
- ・業者の施設の実地確認等により、廃棄物の飛散流出等が無いか。
- ・業者が行政処分の対象となっていないか。
- ・他社と比べて著しく料金が安い設定となっていないか。

産業廃棄物
許可業者情報
こちらで検索

松山市の許可業者

松山市HP [<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>] で検索

産業廃棄物処理業者

検索

産業廃棄物処理業者検索サイト

検索

愛媛県の許可業者

愛媛県HP [<http://www.pref.ehime.jp/>] で検索

産業廃棄物処理業者

検索

委託契約のポイント

- ・排出事業者は、収集運搬業者・処分業者それと、書面にて契約を締結する。
- ・契約書には、法定記載事項を盛り込み、「許可証」の写しを添付する。
- ・契約書及び添付書類は、契約の終了日から5年間保存する。

③ごみの保管と引渡し <保管基準とマニフェスト交付>

●廃棄物の保管基準

廃棄物は、収集運搬されるまでの間、適正に保管しましょう。

- ・保管場所の周囲に囲いを設ける。
- ・廃棄物の飛散流出、地下浸透を防ぎ、悪臭や害虫が発生しないように適切な管理をする。
- ・右図のような表示を見やすい場所に設ける。

<表示例>

産業廃棄物保管場所	
名 称	株式会社 OOOOO
所 在 地	松山市△△町××番地
責任者氏名	松山 太郎
連絡先	089-000-XXXX
保管する 産業廃棄物の 種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品廃棄物）
最大の高さ	2.1m



*最大の高さは、屋外で容器を用いず保管する場合に表示

●産業廃棄物管理票（マニフェスト）

マニフェストとは、産業廃棄物の処理状況を管理するための書類で、**産業廃棄物を委託業者に引き渡す度に、排出事業者が交付**します。

複写式の紙伝票を利用する**紙マニフェスト**（右図）と情報処理センターにパソコンを使って情報登録する**電子マニフェスト**があります。



屋外の保管場所には カラス対策を！

カラス対策が不十分な場合、景観悪化・悪臭・ふん害等により、排出事業者の皆さまへの苦情につながることがあります。生ごみ等を処理業者に引き渡すまでの間は、カラス対策をしっかりと行いましょう。



<カラス被害の例>

カラスが、ネットのすき間からごみ袋を引っぱり出し、道路上にごみを散らかしています。



ネットをかける際は、ネットの内側にすべてのごみ袋を入れ、重りで押さえるなど、地面とのすき間ができるないようにしましょう。



ふた付の容器に入れる



ネットをかけて重しをする



屋内や保管庫で保管する

④マニフェストの管理 <処理状況の確認や保存・報告義務等>

●マニフェストによる処理状況の確認

委託業者から送付されるマニフェストで、処分が完了したことを確認し、マニフェストは送付された日から**5年間保存**してください。



●マニフェストの報告（松山市長への報告は、**排出場所が松山市内のものに限る**。）

前年度（4月1日から3月31日まで）に、1枚でもマニフェストを交付した事業者は、6月30日までに、その交付状況等を市に報告する義務があります。

水銀を含む廃棄物の処理方法が 平成29年10月1日から変わりました！



●対象となる廃棄物

水銀使用製品産業廃棄物

- ① 水銀を含む蛍光ランプ、ボタン電池、水銀体温計などが廃棄物となったものなど
- ② ①を材料や部品とした組み込み製品（例：水銀電池が入った補聴器）
- ③ 水銀が使われている表示がある水銀使用製品



蛍光ランプ（直管形・電球形）



ボタン電池



水銀体温計

●水銀を含む廃棄物の処理時のポイント

- ・「水銀使用製品産業廃棄物」の許可を受けた収集運搬及び処分業者に委託すること。
- ・委託契約書の廃棄物の種類に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれることを明記すること。（なお、H29.10.1以前に締結した契約書は変更する必要はありません。）
- ・マニフェストの産業廃棄物の種類欄や備考欄に「水銀使用製品産業廃棄物」が含まれることと、その数量を記載すること。
- ・保管する際は、割れたり他の廃棄物と混ざったりしないよう仕切りを設けるなどすること。

詳しくは、
こちらで検索

- 松山市HPで検索 [<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>]
- 環境省HPで検索 [<http://www.env.go.jp/>]
- 日本照明工業会HPで検索 [<http://jilma.or.jp/>] .

水銀を含む廃棄物	<input type="button" value="検索"/>
水銀廃棄物 ガイドライン	<input type="button" value="検索"/>
水銀使用ランプ	<input type="button" value="検索"/>

不法投棄や野外焼却等は犯罪です！



不法投棄、野外焼却、無許可業者への委託は、生活環境へ影響を与えるおそれがあるため、重い罰則が設けられています。絶対にしないでください!!



不法投棄



野外焼却



無許可業者への委託

罰
則

5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方
さらに、法人の場合は、3億円以下の罰金（無許可業者への委託は1,000万円以下の罰金）

古いビルをお持ちの皆さまへ！！

PCBを含む照明器具がありませんか？



PCBとはポリ塩化ビフェニルの略称であり、毒性や慢性的な摂取による健康被害が報告されています。高濃度PCBを含む安定器の処分期間は平成33年3月31日までと、残りわずかとなっています。**昭和52年3月以前に建設されたビルをお持ちの方**で、次の照明器具がある場合は、電気主任技術者等に確認を依頼してください。

昭和32年1月から昭和47年8月までに製造された、次の器具に使用されています。



水銀灯器具
(高天井用・道路用)



低圧ナトリウム灯器具
(トンネル用)



蛍光灯器具
(オフィス・教室用等)

PCBが含まれる電気機器の例（照明器具を除く）



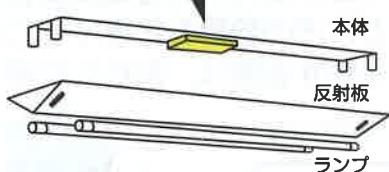
トランス(変圧器)



コンデンサ(蓄電器)



業務用・施設用蛍光灯の安定器



本体

反射板

ランプ

PCB廃棄物の処分期間と処分先

PCB廃棄物の処分期間、処分先については、次のとおりです。

高濃度PCB廃棄物(安定器・汚染物等)		低濃度PCB廃棄物
PCBの濃度	5,000mg/kg超	0.5超～5,000mg/kg ※低濃度のうち微量は、数mg/kg～数十mg/kg
処分期間	平成33年3月31日まで	平成39年3月31日まで
処分先	中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO)北九州PCB処理事業所 ※申込み手続きについては、JESCO HPをご覧ください。 http://www.jesconet.co.jp/index.html	無害化処理認定施設等 ※無害化処理認定施設等の詳細については、環境省HPをご覧ください。 http://www.env.go.jp/

☆PCB廃棄物は、**定められた期間内に必ず処分**しなければなりません。

☆現在使用中の機器も期間内に使用を終え、**処分**する必要があります。

※期間内に処分せず、改善命令に違反した場合は、**3年以下の懲役**もしくは1,000万円以下の罰金または**その両方の罰則**規定が設けられています。

保有事業者の義務

●保管・処分状況等の報告

PCB含有機器を松山市内で保有する事業者は、**市に届出が必要**です。

●保管する際の基準

PCB廃棄物の保管場所であることを表示するなど、特別管理産業廃棄物の保管基準に従って、保管してください。

松山市 ホームページ

**PCB廃棄物の
保管・処理方法**



詳しくは、
松山市HPで検索

PCB廃棄物

検索

建設業の下請業者の皆さんへ!! ごみの収集運搬には許可が必要です!

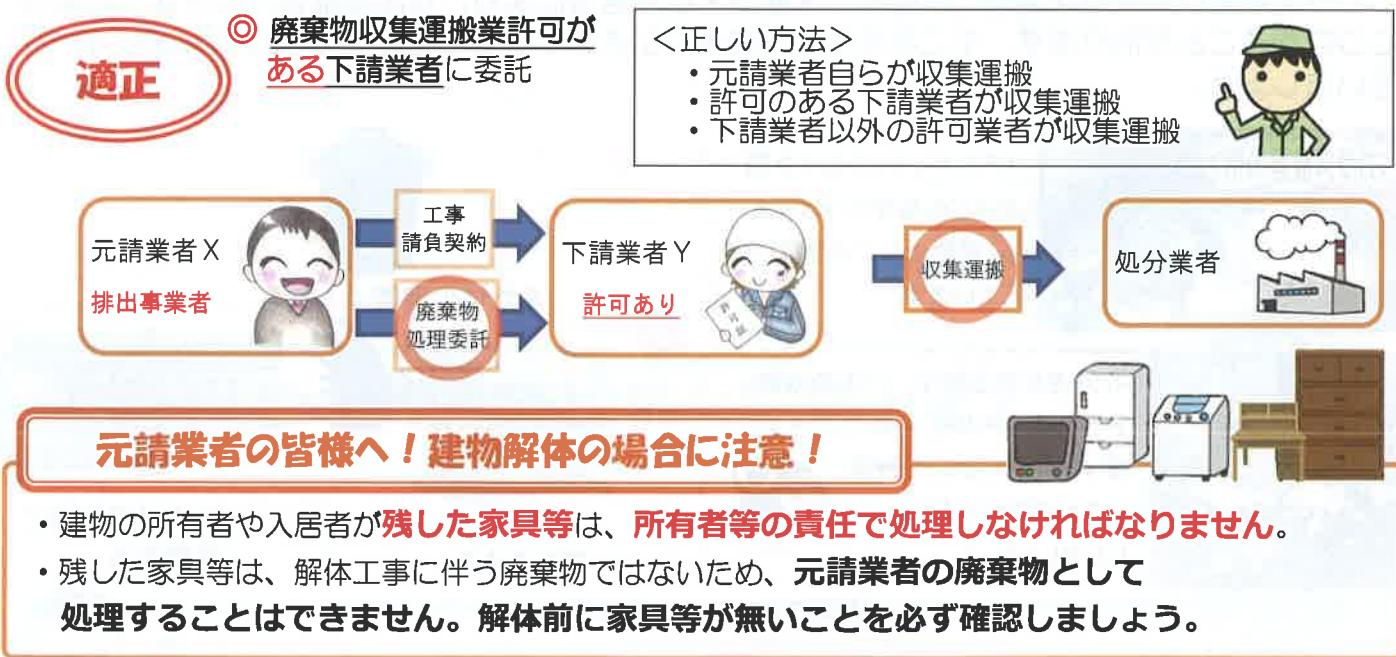


建設工事に伴うごみは、**元請業者に処理責任**があります。

廃棄物収集運搬業許可のない下請業者は、元請業者からごみの処理を頼まれても運ぶことはできません。もし、無許可の下請業者がごみを運べば、**元請業者は委託基準違反、下請業者は無許可営業**の罪に問われる場合があります。



下請業者がごみの収集運搬を行うには**廃棄物収集運搬業の許可**が必要です。
元請業者が運搬するか、もしくは廃棄物収集運搬業許可のある業者に収集運搬を委託しましょう。



お問い合わせ先

松山市役所 環境部 廃棄物対策課

〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

TEL 089-948-6959 FAX 089-934-1928

MAIL sanpai@city.matsuyama.ehime.jp

松山市HP <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

事業系ごみ適正処理について
さらに詳しい情報は[こちら!!](#)

松山市ホームページ

ごみ分別
はやわかり帳
【事業者用】

